ID:　182

担当部署:　企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	使用許可の取消し等
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例　第9条(第17条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成22年条例第38号

【根拠条文】

(使用許可の取消し等)

第9条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退去を命ずることができる。

(1)　第7条第1項各号のいずれかに掲げる事由が発生したとき。

(2)　偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3)　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。

(管理の代行等)

第17条　市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、潮芦屋交流センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2　前項の規定により、指定管理者に潮芦屋交流センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　潮芦屋交流センターの使用の許可に関する業務

(2)　潮芦屋交流センターの運営に関する業務

(3)　潮芦屋交流センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、潮芦屋交流センターの運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務

3　第1項の規定により、指定管理者に潮芦屋交流センターの管理を行わせる場合の第6条第3項、第7条及び第9条の規定の適用については、第6条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第7条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日